別紙(第6条関係)

意思表示の公示送達手続

　　　住宅の無断退去者に対する明渡し請求等の意思表示についての公示送達を、次のとおり行う。

1　公示送達の申立ては、町長名で、無断退去者等の最後の住所地を管轄する簡易裁判所に対して行う。

2　申立ては、意思表示の公示送達申立書(様式1)及び通知書(様式2)により行う。

3　申立書には、1,000円の収入印紙を貼付する。

4　通知書は、その写し3通を添付する。

5　申立書には、相手方の所在が不明である証明として次の書類を添付する。

　(1)　返送されてきた郵便物の写し

　(2)　住宅無断退去者等調査票の写し

　(3)　立入検査調書の写し

　(4)　戸籍の附票

　(5)　住民票

6　申立書には、関係条例及び関係規則の写しを添付する。

(様式1)



意思表示の公示送達申立書

　簡易裁判所　御中

申立人　住所　　　山梨県南巨摩郡身延町切石３５０

　　　　　　　　　　　身延町長

相手方　住居所不明（最後の住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

身延町営(町有)住宅使用許可取消しの意思表示の公示送達事件

第１　申立の趣旨

　　　申立人(表意者)が相手方に対してなす意思表示を記載した別紙通知書を公示の方法により、送達されたい。

第２　申立の原因

１　申立人は、相手方に　　　　年　月　日申立人所有に係る山梨県南巨摩郡身延町　　　　　　　　所在の身延町営(町有)住宅　　　　団地第　　　号を家賃月額　　　　　　円(　　　　年　月より金　　　　　円)で、身延町営住宅条例（身延町有住宅管理条例）等の遵守を条件として期間の定めなく使用を許可した。

２　相手方は、　　　年　月分以降上記家賃の支払を怠り、また　　　年　月頃から正当な理由もなく右住宅に居住していない。これは、身延町営住宅条例施行規則第23条(身延町有住宅管理条例施行規則第5条)に違反しているので身延町営住宅条例第42条に基づき、住宅の明渡し請求と使用許可の取消しのためその準備をしたものである。

３　ところが、相手方は　　　年　月頃その最後の住所地を去り、その移転場所が判明しない。もちろん郵便物も配達されず、身延町役場にも転出の届出がなく、申立人において調査したにもかかわらず依然として所在は不明である。よって上記明渡し請求と使用許可の取消しの申立てに及ぶ。

　　　疎明方法

一　相手方に宛てた返戻郵便物の写し

一　住宅無断退去者等調査票の写し

一　立入検査調書の写し

一　戸籍の附票

一　住民票

　　　　　　　　　年　　　月　　　日

申立人

身延町長　　　　　　　　　印

(様式2)

通知書

　通知人は、身延町営住宅条例(身延町有住宅管理条例)に基づき、被通知人に　　年　　月　　日付けで身延町営(町有)住宅　　　団地第　　号(所在　山梨県南巨摩郡身延町　　　　　)の使用を許可した。しかしながら、被通知人は、家賃(　　年　　月分から　　年　　月　　日まで合計　　　　　　円)の支払を遅滞し、督促するも応ぜず、また　　年　　月頃から正当な理由なく上記住宅に居住しないので、身延町営住宅条例第42条の規定により本書をもって上記住宅の明渡しの請求と使用許可の取消しを行うため通知する。

　　　　　年　　　月　　　日

通知人

身延町長　　　　　　　　印

　被通知人　　　　　　　　　様